

京都府庁旧本館の写真等撮影利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府庁旧本館（以下「旧本館」という。）の写真等撮影利用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「写真等撮影」とは、動画又は静止画の撮影であつて、映画、放送番組、写真等の作品制作のための撮影及びカタログ、カレンダー、コマーシャルフィルム等の広告宣伝物制作のための撮影をいう。

(適用除外)

第3条 京都府又は旧本館を放送番組、印刷物等において紹介するために行う撮影は、この規程の対象としない。

(撮影の場所)

第4条 撮影が可能な場所は、旧本館の「階段、廊下等」、「正庁」、「旧議場」、「会議室」、「中庭」、「北側空地」及び「前庭」とする。ただし、旧本館内の他の施設を控室として使用することを許可する場合がある。

(撮影の条件)

第5条 撮影は、次の各号に定める事項のいずれにも該当する場合に知事が許可するものとする。

- (1) 府民に開かれた府庁のシンボルである旧本館のイメージを損なわないこと。
- (2) 旧本館の管理運営に支障がないこと。
- (3) 重要文化財である旧本館を損傷させないこと。
- (4) 法令及び公序良俗に反しないものであること。
- (5) 宗教活動、政治活動等に当たらないこと。
- (6) 次に掲げる事業者又は事業でないこと。

ア 法令等に違反しているもの

イ 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」に該当する事業

エ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等

- に関する法律（平成 15 年法律 83 号）第 2 条に規定するインターネット異性紹介事業に該当する事業
- オ 行政機関からの行政指導を受けたにもかかわらず改善を行わない事業者
- カ 物品購入等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 16 年 10 月 1 日付け 6 財産第 370 号出納管理局長通知）又は工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 5 年 6 月 29 日付け 5 指第 284 号土木建築部長通知）に基づく指名停止を受けている事業者
- キ 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者
- ク その他写真等撮影に係る事業者又は事業として適當でないと認められるもの

（撮影の時間等）

第 6 条 撮影が可能な時間は、原則として午前 9 時から午後 5 時までとする。

- 2 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの間の撮影は許可しない。

（撮影の料金）

第 7 条 撮影の許可に係る施設の使用料（以下「使用料」という。）は別表に定める額とする。

- 2 使用に当たって発生する特別な費用については実費相当額を請求する。

（申請の手続き）

第 8 条 撮影の許可を受けようとする者は、「行政財産使用許可申請書」（別記第 1 号様式）に撮影に係る企画書、台本等関係書類を添えて、原則として使用しようとする日の 3 箇月前から 2 週間前までに知事に提出するものとする。

（撮影の許可）

第 9 条 知事は撮影を許可したときは、「行政財産使用許可書」（別記第 2 号様式）により申請者に通知するとともに、使用料に係る納入通知書を交付するものとする。

- 2 撮影の許可に当たっては、次の条件を付するものとする。

- （1）撮影した内容は、申請目的以外には使用しないこと。
- （2）撮影に必要な一切の機材等は申請者が用意し、撮影に要する電源も用意すること
- （3）定められた場所以外での喫煙及び飲食を行わないこと。

- (4) 撮影により生じたゴミ等は持ち帰ること。
- (5) 撮影場所の破損を防ぐため、事前に養生を行うとともに、撮影終了後は原状回復を行うこと。
- (6) 撮影に当たり、所有権、著作権等法令上の問題が生じた場合は、すべて申請者が責任を負うこと。
- (7) 原則として、作品等のクレジットに「撮影協力：京都府庁旧本館」等を明記すること。

(許可の取消し等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、撮影の許可を取り消し、又はこれを制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 指定された期日までに使用料が納付されないとき。
- (2) 使用者がこの規程に違反したとき。
- (3) 使用者が使用許可の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたことが明らかになったとき。
- (5) 施設の管理上撮影が不相当と認められたとき。
- (6) 使用者が暴力団員等に該当し、若しくは該当していたことが判明したとき。
- (7) 公用又は公共用に供するため許可を受けた施設を使用する必要性が生じたときその他やむを得ない理由があると知事が認めたとき。

2 知事は、前項の規定により使用許可を取り消した場合は、「行政財産使用許可取消書」(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第11条 納付済の使用料は還付しないものとする。ただし、知事が使用を取り消し、停止し、又は天災その他特別の事由により使用することができなくなったときは、還付することがある。

2 許可を受けた者の責めによらない理由により使用できない場合は、使用日を変更することができる。この場合は、納付済の使用料を充当することができる。

3 第1項ただし書の規定により使用料の還付を申請する場合は、「行政財産使用料還付請求書」(別記第4号様式)を提出するものとする。

(事故責任の所在)

第12条 使用許可を受けて行った行為により生じた事故の責任は、申請者にあるものとし、京都府は賠償責任を負わないものとする。

(撮影終了後の手続き)

第13条 使用許可を受けた者は、撮影終了後速やかに使用許可を受けた施設の原状回復を行うとともに、「撮影終了報告書」(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用許可を受けた者が、施設及び備付物品等を損傷し、又は滅失した場合は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

この規程は、平成23年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表に定める使用料については、この規程の施行の日以後の申請に係る使用料について適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和８年４月１日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表に定める使用料については、この規程の施行の日以後の申請に係る使用料について適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和８年１０月７日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表に定める使用料については、令和９年４月１日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表

(1) 私的に写真等の作品制作のために撮影する場合の使用料

撮影場所	1日(6時間以上) 当たり使用料	1時間当たり使用料
階段、廊下等(A)	46,000円	5,700円
(A) + 正庁	50,800円	6,300円
(A) + 旧議場	52,100円	6,500円
(A) + 正庁 + 旧議場	57,000円	7,100円
旧本館中庭	12,400円	1,500円
旧本館北側空地	21,100円	2,600円
旧本館前庭	27,000円	3,300円

※ 会議室を追加で使用する場合は1日当たり1,100円(1時間当たり100円)の使用料を加算する。

(2) 結婚式の前撮り撮影、コスプレ撮影等の被写体又は参加者から一定料金を徴収し撮影する場合の使用料

撮影場所	1日(6時間以上) 当たり使用料	1時間当たり使用料
階段、廊下等(A)	92,100円	11,500円
(A) + 正庁	101,700円	12,700円
(A) + 旧議場	104,300円	13,000円
(A) + 正庁 + 旧議場	114,000円	14,200円
旧本館中庭	24,800円	3,100円
旧本館北側空地	42,200円	5,200円
旧本館前庭	54,000円	6,700円

※ 会議室を追加で使用する場合は1日当たり2,200円(1時間当たり200円)の使用料を加算する。

- (3) 映画、ドラマ、カタログ、カレンダー、コマーシャルフィルム等の広告宣伝物制作のために撮影する場合の使用料

撮影場所	1 日 (6 時間以上) 当たり使用料	1 時間当たり使用料
階段、廊下等 (A)	2 3 0, 3 0 0 円	2 8, 7 0 0 円
(A) + 正庁	2 5 4, 3 0 0 円	3 1, 7 0 0 円
(A) + 旧議場	2 6 0, 9 0 0 円	3 2, 6 0 0 円
(A) + 正庁 + 旧議場	2 8 5, 0 0 0 円	3 5, 6 0 0 円
旧本館中庭	6 2, 0 0 0 円	7, 7 0 0 円
旧本館北側空地	1 0 5, 7 0 0 円	1 3, 2 0 0 円
旧本館前庭	1 3 5, 1 0 0 円	1 6, 8 0 0 円

※ 会議室を追加で使用する場合は 1 日当たり 5, 7 0 0 円 (1 時間当たり 7 0 0 円) の使用料を加算する。